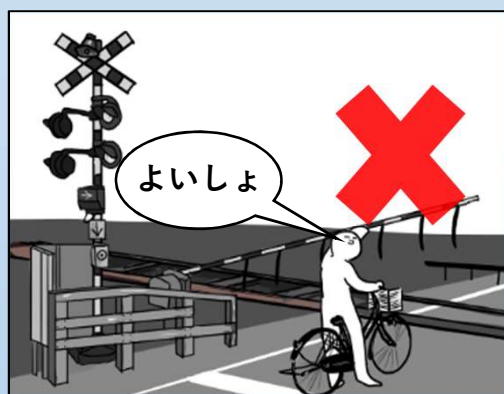


自転車にも反則切符が適用されます!!

Q. どんな違反があるの？

A. 自転車は「車両」であり、自動車と同じ道路交通法が適用されますので、交通違反をすると検挙されます。
交通違反の中でも

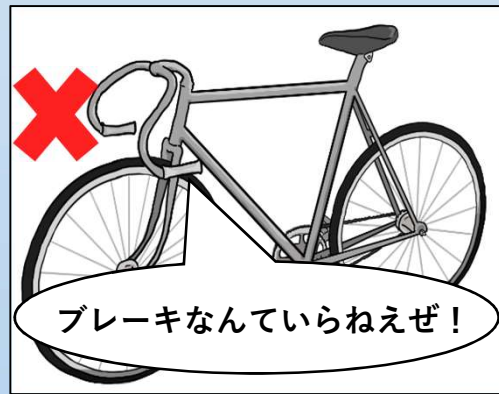
遮断踏切立入り



携帯電話使用等



自転車制動装置不良 (ブレーキを備えていない自転車)



については、**警告なしに検挙（青切符処理）**されます。

また、違反により交通事故を起こした場合や飲酒運転などの重大な違反は**赤切符等**により刑事手続きの対象となり、場合によっては逮捕されることもあります。

Q. いつから始まるの？

A. **令和8年4月1日**からです。

Q. 何歳から対象なの？

A. **運転免許の有無に関わらず16歳以上の全ての人が対象となります。**

どんな違反があるかな？



青森県警察公式YouTubeへ

青森県警察シンボลมスコット
アビーくん・レビーちゃん



青森県警察